

3 丹羽広消第 305 号
令和 3 年 9 月 29 日

丹羽広域事務組合消防本部
消防長 遠藤英安
(公印省略)

丹羽広域事務組合消防本部における懲戒処分について（通知）

このことについて、「地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 3 号」に該当する事案が発生しましたので、丹羽広域事務組合懲戒処分の基準により下記のとおり職員を懲戒処分しました。

記

1 概要

丹羽消防署内において、令和 3 年 3 月から令和 3 年 6 月にかけて、複数の職員に対し現場活動時、訓練時等において指導の適正な範囲を逸脱し威圧的な言葉で指導するなどパワーハラスメント行為を行い、精神的な苦痛を与えたもの。

2 被処分者

丹羽消防署所属 消防司令補 40 歳代男性

3 処分発令日

令和 3 年 9 月 29 日（水）

4 処分内容

懲戒処分 減給 10 分の 1（1ヶ月）

5 管理監督責任

消防長より文書による厳重注意 所属課長

消防長より口頭による厳重注意 署長

管理者より口頭による厳重注意 消防長

6 消防長のコメント

ハラスメントは人として公務員としてあってはならず、住民の皆様から心からお詫び申し上げます。

パワーハラスメントを根絶させるために、管理職員がパワーハラスメントになりえる言動等についての理解を深め、良好な職場環境の確保を務めるとともに職員に対し研修等により、あらためて周知を図ってまいります。

問い合わせ先 消防課 電話 0587-95-5159